

議第99号

流域下水道の維持管理を行う事業に要する費用の負担について

県は、平成31年度における流域下水道の維持管理を行う事業に要する費用を、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

| 事業名 | 処理区 | 区分 | 年度 | 負担額（1立方メートル当たり） | 負担者 |
|--------------|-----------|------|--------|-----------------|---------------------------------|
| 最上川流域 下水道 | 山形 処理区 | 一般排水 | 平成31年度 | 円 30.28 | 山形市 上山市 天童市 山辺町 中山町 |

提案理由

流域下水道の維持管理を行う事業に要する費用を受益市町に対し負担させるため、下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものである。